

# 地域遺産を語り継ぐ会 会則

## (名称)

第1条 この会は、「地域遺産を語り継ぐ会」(以下「語り継ぐ会」と称する。

## (目的)

第2条 語り継ぐ会は、地域に存在した事実を広く後生に伝え、歴史から教訓を学び考える一助にすることを目的とする。

## (事業)

第3条 語り継ぐ会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- 1) 地域の歴史に関する調査、研究の事業
- 2) 地域の歴史に関する紹介と普及活動
- 3) その他、上記の目的を達成するために必要な事業

## (組織)

第4条 語り継ぐ会は、この目的及び事業に賛同する個人及び団体を持って構成する。

## (役員)

第5条 語り継ぐ会に、次の役員を置く。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 理 事 10名以内
- 4) 事務局 2名
- 5) 監 事 2名

## (役員の仕事)

- 第6条
- 1 会長は、会務を統轄し、語り継ぐ会を代表する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した順位によってその職務を代行する。
  - 3 理事は、語り継ぐ会の会務の運営に参画するとともに、必要な事項を決定する。
  - 4 事務局長は、語り継ぐ会の事務、会計事務をつかさどる。
  - 5 監事は、会計その他の事務を監査する。

## (顧問)

- 第7条
- 1 語り継ぐ会に、顧問を置くことができる。
  - 2 顧問は、会長が委嘱する。

## (理事会)

- 第8条
- 1 理事会は、第5条に掲げる監事を除く役員によって構成し、毎年1回会長の招集によって開催する。ただし、会長が必要と認めた時は、臨時に開催することが出来る。
  - 2 理事会は、次に掲げる事項を決定する。
    - 1) 会則の制定及び改廃に関する事
    - 2) 役員を選任に関する事
    - 3) 事業計画に関する事
    - 4) 事業報告及び会計決算の承認に関する事
    - 5) その他語り継ぐ会の運営に関する事
  - 3 理事会の決議は、出席者の過半数の賛成を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

## (事務局)

第9条 語り継ぐ会の事務局は、会員宅に置く。

## (会計)

- 第10条
- 1 語り継ぐ会の運営に要する経費は、会費、賛助会費及び寄付金その他の収入を持って充てる。
  - 2 会費は年額で、正会員3,000円、協賛会員5,000円とする。ただし、必要ある時は会長は正会員に対して臨時会費を徴収することができる。
  - 3 語り継ぐ会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を持って終わる。

## (その他)

第11条 この会則に定めるものの他、語り継ぐ会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

## 附 則

1. この会則は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。